令和8年度グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱

（一社)埼玉県トラック協会

（目的）

第1条　この要綱は、一般社団法人埼玉県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者がグリーン経営を推進する認証に対し取得又は更新した場合、その費用の一部を助成し環境対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条　この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

グリーン経営を推進する認証機関とは、公益財団法人交通エコロジー・　モビリティ財団をいう。

（助成対象）

第3条　助成の対象は、協会の会員事業者とする。

2　登録業種はトラック運送事業とする。

3　助成対象事業所は、埼玉県内とする。

4　助成対象単位は事業所毎ではなく、法人を1単位とし年度1回の交付申請とする。

5　会費の滞納がないこととする。

（対象期間）

第4条　対象期間は、令和8年3月1日から令和9年2月28日までにグリーン経営の新規登録及び更新登録（登録日）した事業者とする。

（受付期間）

第5条　助成金の交付申請の受付期間は、令和8年4月1日から令和9年3月5日までとする。なお、予算枠に達した時点で受付を終了とする。

（助成金額）

第6条　助成金額は、新規登録を50千円とし、更新登録を30千円とする。 なお、既に認証を取得している事業者が、県内の未認証営業所の審査を行い新規に認証した場合は、新規登録とする。

（助成金の交付申請）

第7条　助成金の交付を受けようとする会員事業者は、「グリーン経営認証制度促進

助成金交付申請書」（別紙様式）を協会へ提出するものとする。

（助成金の交付）

第8条　協会は、前条の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、事業者に対して助成金を交付する。

（報告）

第9条　協会は、助成等に関して、必要な報告を求めることができる。

（その他必要な事項）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は別にこれを定める。

（附　　則）本要綱は令和8年4月１日より実施する。